

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松本芳之

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の規定に基づき、
下記のとおり諮問する。

平成26年 4月17日

昭島市長 北川 穰 一

記

諮問第 48 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 49 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 50 号

個人情報の目的外の利用について

諮 問

諮問第 48 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

(説明) 昭島市個人情報保護条例(平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。)第14条第2項ただし書の規定に基づき、次の事項について諮問する。

所得税の各種控除に係る国税庁への扶養是正情報等の外部提供について

国税庁と市町村とは、税務行政運営上の協力を行っています。このなかで、所得税の人的控除の適用関係については、市町村が扶養是正情報等(個人の世帯単位の所得情報をいいます。以下同じ。)を保有していることから、国税庁はその適用関係に疑義が生じた場合には、市町村に照会をし、市町村はこれに応じて情報提供を行っています。一方、市町村においても、個人住民税の賦課決定の際、市町村が持つ扶養是正情報等に照らし、所得税の確定申告書に誤りが認められたものについては、国税庁に情報提供を行っているところ です。

これらの情報の提供については、現在書面により行われていますが、「国と地方団体との資料情報等の相互提供における電子的送付について」(平成25年2月8日付け総税企第16号)が示され、平成25年6月から電気通信回線を使用した提供が可能となりました。これに伴い本市では、電子化による業務の標準化及び事務の効率化の観点から、情報の提供について電気通信回線を使用して行いたいと考えています。

このことが条例第14条第2項本文の規定により禁止されている「電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供」に該当することから、同項ただし書の規定に基づき意見を求めるものです。

電気通信回線を通じて国税庁に提供する扶養是正情報等、使用する電気通信回線等は、以下のとおりです。

(1) 提供する扶養是正情報等

- | | |
|-------|-------|
| ①住所 | ②氏名 |
| ③電話番号 | ④生年月日 |

⑤世帯構成員の所得情報 ⑥世帯構成員の勤務先情報

(2) 使用する電気通信回線

L G W A N回線（総合行政ネットワーク。地方公共団体内の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする高度なセキュリティを備えた行政専用ネットワークをいいます。）

(3) 提供開始時期

平成26年6月1日（予定）

(4) 提供頻度

随時

なお、電子計算組織の結合に当たっては、国の定めた「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成25年総務省告示第206号）に従い個人情報保護に必要な対策を講じます。

平成26年 4月30日

昭島市長

北川 穰 一 殿

昭島市情報公開・個人情報保護

運営審議会会長 松本 芳之

昭島市個人情報保護条例に基づく諮問について（答申）

平成26年4月17日付け26企法指第2号にて諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第48号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第49号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第50号

個人情報の目的外の利用について

答 申

諮問第48号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

所得税の各種控除に係る国税庁への扶養是正情報等の提供を電気通信回線を通じて行うことについては、業務の標準化及び事務の効率化を図るうえで有益かつ必要であると認め、了承する。

なお、個人情報の取扱いについては、最大限の注意を払っていただきたい。